

# 風水害対応方針(概要版)

## 第1章 台風19号における課題

- ① 庁内体制 ⇒ 職員配置など体制に課題があり、計画運休を踏まえたタイムラインによる庁内体制の再設計が必要。
- ② 情報の収集・伝達 ⇒ 避難場所の開設情報が伝わっていないという事例があり。
- ③ 避難行動 ⇒ 想定される水害には、区内避難で対応できるものと浸水区域外避難が必要なものがあり、より一層の周知が必要。
- ④ 避難場所の開設・運営 ⇒ 路上生活者の避難及びペットの同行避難への対応

## 第2章 風水害時の庁内体制

- ① 水防情報連絡会議の設置  
全庁的な情報共有
  - 台風5日前からの早期開催
  - 全庁的なタイムラインの作成・共有
  - 避難場所開設の検討
- ② 災害対策本部体制の充実
  - 連絡会議からの円滑な移行
  - 運営職員の確保(係長級職員の事前確保)
  - 職員一斉周知など災害情報システムの活用
- ③ 事後検証の実施
  - 検証結果を連絡会議で評価・検証し、マニュアルに反映

## 第3章 情報収集・伝達

- ① 情報収集手段
  - 気象庁・国土交通省・東京都・民間気象会社
- ② 多様な災害時の情報提供手段
  - 区が発信する情報の一元的な管理
  - 区ホームページ・たいとう防災気象情報メール・台東区公式ツイッター・データ放送(テレビ)・Yahoo!防災速報・台東区公式LINE 等
  - 【警戒レベル3以上】防災行政無線・エリアメール

## 第7章 様々なニーズを持つ避難者への対応

- ① 路上生活者への配慮
  - 緊急滞在施設の開設 ・ 周知方法の改善
  - NPOとの連携
- ② 避難行動要支援者
- ③ ペット同行避難
  - スペース確保 ケージ持参 特定動物でない

## 第8章 新型コロナウイルス感染防止

- ① 感染症対策物資、スペースの確保、動線の設定
- ② 受付時の症状の確認
- ③ 手洗い・手指消毒・マスク着用の徹底
- ④ 疑症状者スペースの確保
- ⑤ 閉設後の消毒 等

## 第9章 自助・共助の推進

- ① 各種ツールを活用した啓発
  - ハザードマップ・マイタイムライン
- ② 自助・共助による取組の推進
  - 備蓄・縁故避難・町会と連携した情報伝達・避難誘導

## 水害の種別及び避難場所の運営

### 第4章 区内避難となる水害への対応

- ① 神田川外水氾濫・内水氾濫・高潮の浸水想定区域
  - 基本:「在宅避難」
  - 平屋・1階居住者・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食): 緊急避難場所等への避難
- ② 土砂災害警戒区域
  - 緊急避難場所等への避難

### 第5章 広域避難となる荒川氾濫への対応

上野公園・上野桜木・谷中・池之端以外の区の大部分  
浸水深 0.5~5m 浸水継続時間 2週間以上

広域避難の呼びかけ  
(自主的広域避難情報)

原則、浸水区域外避難  
(縁故避難・広域避難)

広域避難先等の様々な課題 国・都・周辺区と連携して検討

### 第6章 避難場所の開設・運営

- ① 自主避難場所・緊急避難場所の指定  
区内小・中学校等に開設 計17か所
  - 自主避難場所6箇所  
⇒ おおよそ30時間前開設
  - 緊急避難場所17箇所(11箇所追加)  
⇒ 避難情報の発令に伴い開設
- ② 開設・運営主体  
事前予測可能であること、生活の拠点(共助)ではなく一時的な避難場所(公助)であることから区が開設・運営。  
(⇒ 震災時避難所: 避難所運営委員会開設・運営)
- ③ マニュアルの整備
  - 避難場所運営マニュアル
  - 避難場所管理マニュアル
  - 職員行動マニュアルの整備